

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
の翌日)

## 目次

- ◆告 示 新たに生じた土地の確認  
字の区域の変更  
生活保護法による医療機関の指定  
保険医等の登録
- ◆国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- ◆土地改良事業計画の適否の決定
- ◆保安林の指定の解除(二件)
- ◆開発行為に関する工事の完了
- ◆建築基準法による道路の位置の指定
- ◆海区漁調委告示 さざえの採捕の禁止

## 告 示

鳥取県告示第四百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和五十四年三月一日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

岩美町大字浦富字二タ股三一八九の三、三一八九の一六、三一八九の一八及び三一八九の一九の地先

六一六・二平方メートル

### 鳥取県告示第四百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十四年三月一日現在の地番による。)

岩美町大字浦富

字二タ股

岩美町大字浦富字二タ股の全域並びに字二タ股三一八九ノ三、三一八九ノ一六、三一八九ノ一八及び三一八九ノ一九の地先

鳥取県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大月 医院	倉吉市井手畑一三五の六	昭和五十四年四月二十三日

鳥取県告示第四百五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西川 健一	鳥医第二、三四一号	昭和五十四年四月十一日
齋藤 潤	鳥医第二、三四二号	"
築澤 正倫	鳥医第二、三四三号	"
山形 健治	鳥医第二、三四四号	昭和五十四年四月十九日
明穂 政裕	鳥医第二、三四五号	"
大竹 啓夫	鳥医第二、三四六号	昭和五十四年四月二十日
足立 了平	鳥歯第三七二号	昭和五十四年四月十九日
飯塚 敬子	鳥薬第三九七号	昭和五十四年四月十六日
野一色 英隆	鳥薬第三九八号	"
西田 秋美	鳥薬第三九九号	"

鳥取県告示第四百五十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定によ

り、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
西 川 健 一	鳥国医第二、三四一号	昭和五十四年四月十一日
齋 藤 潤	鳥国医第二、三四二号	"
築 沢 正 倫	鳥国医第二、三四三号	"
山 形 健 治	鳥国医第二、三四四号	昭和五十四年四月十九日
明 穂 政 裕	鳥国医第二、三四五号	"
大 竹 啓 夫	鳥国医第二、三四六号	昭和五十四年四月二十日
足 立 了 平	鳥国歯第三七二号	昭和五十四年四月十九日
飯 塚 敬 子	鳥国業第三九七号	昭和五十四年四月十六日
野 一 色 英 隆	鳥国業第三九八号	"
西 田 秋 美	鳥国業第三九九号	"

鳥取県告示第四百五十五号

昭和五十四年三月二十六日付けで大栄町から申請のあつた土地改良(尼ケ谷地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年五月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一 七一四の七、七一四の八、七一四の二五(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字湖見字深山ノ上六七五の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年四月二十六日 鳥取県指令受都計第九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古市字上寺屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古市一八五番地

三洋製紙株式会社

代表取締役 秋山 実

鳥取県告示第四百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十四年五月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市駄経寺町一〇四番地 株式会社 寿土地住宅 代表取締役 小木之寿	倉吉市下余戸字新宮二〇 一番二二	幅員 四・〇〇メートル 八・五〇メートル 延長 一五九・六〇 メートル

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に

基づき、さざえの採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十四年五月十一日

鳥取海区漁業調整委員会

会長職務代理者 浜 田 光 治

一 禁止区域

最大高潮時海岸線上の大栄町東伯町界から真方位三百五十三度四十分の線と同海岸線上の淀江町米子市界から真方位十三度十分の線との間の海域

二 禁止時期

昭和五十四年六月一日から同月三十日まで